

職場復帰規定例（一部抜粋）

第●条（職場復帰の決定）

休業期間中に休業の事由がなくなったとして本人から職場復帰の申し出があり、会社が職場復帰可能と判断したときは職場復帰を命ずる。

第●条（職場復帰検討委員会）

- 1 職場復帰の適切な判断並びに休業者の円滑な職場復帰および再発防止を目的として、職場復帰検討委員会を設置する。
- 2 職場復帰検討委員会は、総務部におき、委員の構成は、総務部長が決定する。
- 3 職場復帰検討委員会は、休業者の職場復帰の可否の判断、職場復帰支援プランの作成、職場復帰後の支援を行う。
- 4 会社は、前条の（職場復帰の決定）に当たって、職場復帰検討委員会の意見を聞かなければならない。

第●条（職場復帰の判断等）

- 1 職場復帰検討委員会は、職場復帰の判断に際しては、「職場復帰支援のための面談記録票」を作成する。
- 2 職場復帰検討委員会は、職場復帰の判断を行ったときは、職場復帰者の就労条件等を定めた「職場復帰支援プラン」を作成する。
- 3 「職場復帰支援のための面談記録票」および「職場復帰支援プラン」の作成に当たっては、必要に応じて、次の資料を収集する。
 - 1) 主治医の職場復帰支援に関する情報提供依頼書
 - 2) 産業医の職場復帰支援に関する意見書

第●条（職場復帰後の支援）

職場復帰検討委員会は、職場復帰後一定期間において、職場復帰者の勤務状況、職場適応力、業務遂行能力等の再評価を行い、その結果、必要を認めれば職場復帰者の就労条件等の見直しを行う。